

報 道 資 料

平成25年3月5日
資料提供
奈良県 防災統括室 防災企画係
担当 池田、永岡
電話：0742-27-8425（内線2274）

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」の締結について

近畿2府7県（奈良県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合と、民間ヘリコプター運航事業者6社との間で、「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」を締結します。なお、今回の協定は、平成21年2月23日締結の近畿2府7県と民間ヘリコプター運航事業者3社による当該協定に、新たに関西広域連合を加えるとともに、民間ヘリコプター運航事業者3社を加えたものです。

【目 的】

災害発生時の地上交通網が遮断されている状況下においては、情報収集、救急搬送、物資輸送等を迅速かつ効果的に行うため、県保有ヘリコプターや緊急消防援助隊、自衛隊等が保有する公用ヘリコプターを活用した災害対応を行うが、南海トラフの巨大地震等の大規模災害時は複数府県が被災する可能性が高く、前述の公用ヘリコプターのみでは対応できないことも考えられる。

このことから、民間ヘリコプター運航事業者と「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」を締結し、災害時における空輸手段の確保を図る。

【締結日】

平成25年3月5日（火）

※調印式は行わず、持ち回りにより押印。

【協定締結事業者】

事業者名	所在地	保有機数	近畿における拠点
朝日航洋(株)	東京都江東区	34機	八尾空港
中日本航空(株)	愛知県豊山町	19機	八尾空港
四国航空(株)	香川県高松市	4機	高松空港
アカギヘリコプター(株) *	東京都江東区	25機	奈良県ヘリポート
東邦航空(株) *	東京都江東区	17機	八尾空港
学校法人ヒラタ学園 *	兵庫県神戸市	10機	神戸空港

※順不同、*は今回追加された3事業者

災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）、関西広域連合並びに（事業者名）（以下「事業者」という。）は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、府県が事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（運航要請）

第2条 府県は、災害等緊急時において、事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う必要があると認めた場合には、事業者に対してヘリコプターの運航を要請することができる。

2 前項の要請は文書によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 複数府県の同時被災等による運航要請の集中が予想される場合において、関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を踏まえ、府県間の運航要請の調整を行うものとする。

（運航要請に対する措置）

第3条 事業者は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかにヘリコプター及び操縦士を出動させるとともに、その対応状況について要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に連絡するものとする。

（運航時間及び運航時の指揮）

第4条 運航は、要請府県の要請に基づき出動するヘリコプターが、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

2 運航中のヘリコプターの飛行コースについては、要請府県が指示するものとする。ただし、操縦士がヘリコプターの運航上重大な支障があると認めるときは、この限りでない。

（運航時のヘリコプターの定置場）

第5条 運航時のヘリコプターの定置場は、要請府県が指定する地点とする。

（経費の負担）

第6条 第2条第1項の規定により出動したヘリコプターの運航費用については、要請府県の負担とする。

2 第1項に定める費用については、航空法第105条の規定により、事業者が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。支払方法については、要請府県と事業者が別途契約等により定めるものとする。

（損害賠償責任）

第7条 運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が要請府県の責めに帰すべき理由によるものであるときは、要請府県がその賠償の責任を負う。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、府県が既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、関西広域連合、府県及び事業者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年3月5日から適用する。
- 2 (※継続事業者分に関し記載) この協定の適用をもって、平成21年2月23日に締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書11通を作成し、関西広域連合、府県及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月5日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(事業者)

大阪府八尾市空港2丁目12

朝日航洋株式会社

西日本航空支社長 庄 島 広 孝

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地

中日本航空株式会社

代表取締役社長 國 光 幹 雄

香川県高松市兵庫町8番地1

四国航空株式会社

代表取締役社長 麻 生 稔

東京都江東区新木場四丁目7番15号

アカギヘリコプター株式会社

代表取締役社長 坂 本 純 一

東京都江東区新木場四丁目7番51号

東邦航空株式会社

代表取締役社長 宇田川 雅 之

兵庫県神戸市中央区神戸空港8

学校法人ヒラタ学園

理事長 平 田 勇